

## 代理店業務支援システム

### ICHIGO SYSTEM利用規定 (パートナー特別条項含む)

(定義)

#### 第一条

本規定において使用する用語は以下とする。

「当社」 株式会社 一期保険事務所

「利用者」 ICHIGO SYSTEM利用者 (利用者の範囲はデータを共有して使用する者を含む)

「ICHIGO SYSTEM」 当社製作のアプリケーションソフトウェア

(提供の目的)

#### 第二条

ICHIGO SYSTEMは、利用者の保険代理店業務支援のために提供する。

(自己責任の原則)

#### 第三条

利用者はICHIGO SYSTEMが保険代理店業務の補助ツールであることを認識し、自己の責任において利用するものとする。

(提供業務)

#### 第四条

当社は、ICHIGO SYSTEMのバージョンアップ、機能の追加、内容の変更、廃止等を行うことができる。

(利用環境)

#### 第五条

利用者はICHIGO SYSTEMを正常に動作させる環境を確保するものとし、パソコン、プリンタ等の設備および消耗品、人件費等の費用は利用者負担とする。

利用者は、ICHIGO SYSTEMの動作に影響を及ぼす程に利用環境を変更してはならない。

(運営時のトラブルの対応)

#### 第六条

ICHIGO SYSTEMの運用に際しソフトウェア、ハードウェア、周辺機器等のトラブルが発生した場合、利用者および当社は互いに協力して原因を究明し、解決を図るものとする。

(サービス利用料)

#### 第七条

利用者は、ICHIGO SYSTEM利用料を所定の方法で当社に支払うものとする。

当社は利用料を変更する場合、変更の3ヶ月前までに利用者に提示するものとする。

利用者は当社より前項利用料の提示を受けた後30日以内に第十八条に定める手続きを行わない場合、変更後の利用料を支払うものとする。

(支払い遅延)

#### 第八条

利用者が前条の利用料を所定の期日迄に支払わない場合は、当社は通知することなく、ICHIGO SYSTEMサービスを停止することができる。

(安全対策等)

#### 第九条

利用者は、善良な管理者の注意を以て本システムの適正な使用に努めるほか、システムの安全性確保、システムデータの保護の徹底に努めなければならない。

(ID、パスワードの管理)

#### 第十条

利用者は、当社との間でID、パスワードの設定を定めた場合、第三者に譲渡、漏洩もしくは利用させてはならない。

利用者は、パスワードが第三者の知るところとなった場合、遅滞なく当社に通知し、新たな設定を行わなければならない。

利用者が前3項ならびに本規定に反したため、利用者、当社、第三者に損害が生じた場合、その責は利用者が負うものとする。

(ICHIGO SYSTEMの譲渡禁止)

#### 第十一条

利用者はICHIGO SYSTEMによって提供されたアプリケーション及びデータを、第三者に譲渡、漏洩もしくは利用させてはならない。

(ICHIGO SYSTEMの権利)

#### 第十二条

ICHIGO SYSTEMの著作権、工業所有権はすべて当社に帰属する。

利用者は自己の保険代理店業務の遂行に必要な範囲で利用することができる。

(禁止条項)

第十三条

利用者は当社の承諾なくして、ICHIGO SYSTEMを複製、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル等の行為、もしくはシステムロジックを第三者に譲渡、漏洩してはならない。

利用者は、ICHIGO SYSTEMの改変や設定変更、システム必要なファイルやデータの消去等を行ってはならない。

(修復費用負担)

第十四条

第十三条の禁止条項に抵触したことによりICHIGO SYSTEMの修復が必要になった場合、その費用は利用者の負担とする。

(免責条項)

第十五条

当社は、コンピュータ、通信機器、回線、他のインストールソフトウェア、データ内容等ICHIGO SYSTEMに関するトラブルにより利用者または第三者が損害を被った場合、その原因が当社の故意または重大な過失に因るものでない限り、一切の責を負わないものとする。

(利用期間)

第十六条

ICHIGO SYSTEMの利用期間は、利用開始から一年間とする。

但し、期間満了の2ヶ月前迄に利用者、当社の何れかが書面を以て別段の意思表示を行わない限り、期間満了の翌日から起算して一年間自動的に延長するものとし、以後も同様とする。

(解除等)

第十七条

利用者が本規定に違反した場合、当社はICHIGO SYSTEMの提供を終了させることができる。

利用者は、速やかに当社より提供を受けたソフトウェアの利用を停止し、当該ソフトウェアおよびその資料を当社に返還しなければならない。

前項の場合、ソフトウェアの複製物がある場合も同様とする。

(利用の終了、提供の終了)

#### 第十八条

利用者および当社は、何時にても書面により相手方に通知することにより ICHIGO SYSTEMの利用または提供を終了することが出来る。

(規定の変更)

#### 第十九条

当社は3ヶ月前までに利用者に通知することにより、本規定を変更することができる。

(裁判管轄)

#### 第二十条

利用者と当社との間に ICHIGO SYSTEMの利用に関し訴訟の必要が生じた場合、当社の事業登録の所在地を管轄する裁判所を以て管轄裁判所とする。

(規定外条項)

#### 第二十一条

本規定に定めのない事項は、日本国の法令に拠る。

本規定の解釈に疑義あるときは、利用者、当社ともに誠意を以て協議するものとする。

(パートナー特別条項の優先)

#### 第二十二条

利用者と当社との間に特別に条項を取り決めた場合、本既定に優先する。

以 上

< パートナー特別条項 >

利用者と当社は好意の関係を優先し、相互利益を目的として規定適用の基準とする。

1. 第七条(サービス利用料)第十五条(免責条項)第十八条(利用の終了、提供の終了)について、利用者と当社はお互いに協議の上、相互の状況を考慮し判断するものとし本条項を強制に適用しない。

2. 他の条項においても、相互出来る限りの許容の判断をもって適用する。

ICHIGO SYSTEMの利用、提供にあたり、適宜変更が必要な場合はお互いの協議の上、相互協力のもと変更できる。